

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年5月9日（令和6年（行情）諮問第547号）

答申日：令和6年12月20日（令和6年度（行情）答申第736号）

事件名：平成31年度計算証明につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる27文書（以下、順に「文書1」ないし「文書27」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月26日付け防官文第11462号及び令和6年2月8日付け同第2395号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の

範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成２４年度（行情）答申第３６５号及び同第３６７号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

オ 複写媒体としてＤＶＤ－Ｒの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてＤＶＤ－Ｒが選択できるよう改めて決定を求める。

（２）審査請求書２（原処分２について）

アないしウ 上記（１）アないしウと同旨。

エ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年５月２６日付け防官文第１１４６２号により、文書１について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った後、令和６年２月８日付け同第２３９５号により、文書２ないし文書２７について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

２ 法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表１のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (3) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (4) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (5) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (6) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和6年5月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月20日 | 審議 |
| ④ 同年12月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、開示請求書に「平成31年度計算証明」及び「【裏面をご参照下さい】」と記載の上、別件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから、同文書に記載のある「平成31年度計算証明」につづられた文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定したものである。

イ 本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)イの保有状況及び上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1、3及び5に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、自衛隊の情報業務に関する交通系ICカードの取扱者等の情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から直接その個人を狙った当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2、4及び6に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、自衛隊の情報業務に関する交通系ICカード

の使途，受入金額，支払金額，差引残額等の情報が記載されていることが認められる。

ア 標記の不開示部分のうち，別表 2 に掲げる部分を除く部分

当該部分は，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集，分析能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法 5 条 3 号に該当し，不開示としたことは妥当である。

イ 別表 2 に掲げる部分

当該部分は，原処分において開示されている部分から容易に推測できる内容であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集，分析能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので，法 5 条 3 号に該当せず，開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした各決定については，防衛省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分のうち，別表 2 に掲げる部分を除く部分は，同号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別表 2 に掲げる部分は，同号に該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 4 部会)

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「平成31年度計算証明」に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

文書1	ICカードNo. 1	受払簿
文書2	ICカードNo. 2	受払簿
文書3	ICカードNo. 3	受払簿
文書4	ICカードNo. 4	受払簿
文書5	ICカードNo. 5	受払簿
文書6	ICカードNo. 6	受払簿
文書7	ICカードNo. 7	受払簿
文書8	ICカードNo. 8	受払簿
文書9	ICカードNo. 9	受払簿
文書10	ICカードNo. 10	受払簿
文書11	ICカードNo. 11	受払簿
文書12	ICカードNo. 12	受払簿
文書13	ICカードNo. 13	受払簿
文書14	ICカードNo. 14	受払簿
文書15	ICカードNo. 15	受払簿
文書16	ICカードNo. 16	受払簿
文書17	ICカードNo. 17	受払簿
文書18	ICカードNo. 18	受払簿
文書19	ICカードNo. 19	受払簿
文書20	ICカードNo. 20	受払簿
文書21	ICカードNo. 21	受払簿
文書22	ICカードNo. 22	受払簿
文書23	ICカードNo. 23	受払簿
文書24	ICカードNo. 24	受払簿
文書25	ICカードNo. 25	受払簿
文書26	ICカードNo. 26	受払簿
文書27	ICカードNo. 27	受払簿

別表 1

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目, 3 枚目, 5 枚目ないし 7 枚 目及び 9 枚目ない し 2 2 枚目のそれ ぞれ一部	これを公にすることにより, 自衛隊 の情報業務に携わる隊員が特定さ れ, 情報を得ようとする者から当該 隊員に対する不当な働きかけが直接 行われるおそれがあるなど, じ後の 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂 行に支障を及ぼし, ひいては我が国 の安全を害するおそれがあることか ら, 法 5 条 3 号に該当するため不開 示とした。
2		1 枚目ないし 2 2 枚目のそれぞれ一 部	これを公にすることにより, 防衛 省・自衛隊の情報関心及び情報の収 集, 分析能力が推察され, 自衛隊の 任務の効果的な遂行に支障を及ぼ し, ひいては我が国の安全を害する おそれがあることから, 法 5 条 3 号 に該当するため不開示とした。
3	文書 2 な いし文書 6 及び文 書 8 ない し文書 2 7	1 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 9 枚目, 1 1 枚 目, 1 3 枚目, 1 5 枚目, 1 7 枚 目, 1 9 枚目及び 2 1 枚目のそれぞ れ一部	自衛隊の情報業務に関する情報であ り, これを公にすることにより, 自 衛隊の情報業務に携わる隊員が特定 され, 情報を得ようとする者から当 該隊員に対する不当な働きかけが直 接行われるおそれがあるなど, じ後 の防衛省・自衛隊の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼし, ひいては我が 国の安全を害するおそれがあること から, 法 5 条 3 号に該当するため不 開示とした。
4		1 枚目ないし 2 2 枚目のそれぞれ一 部	自衛隊の情報業務に関する情報であ り, これを公にすることにより, 防 衛省・自衛隊の情報関心及び情報の 収集, 分析能力が推察され, 自衛隊 の任務の効果的な遂行に支障を及ぼ

			し、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書7	1枚目, 2枚目, 4枚目, 6枚目, 8枚目, 10枚目, 12枚目, 14枚目, 16枚目, 18枚目, 20枚目及び22枚目のそれぞれ一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6		1枚目ないし23枚目のそれぞれ一部	自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

別表2（開示すべき部分）

文書	枚目	開示すべき部分
文書1	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	年月日「1. 7. 8」の行（1行目）の「使途」欄
	11	年月日「1. 9. 25」の行の「使途」欄
	18	ICカード残額ご利用明細のカード番号
文書2	1	年月日「31. 4. 10」の行（1行目）の「使途」欄
	3	年月日「1. 5. 14」の行の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 17」の行（1行目）の「使途」欄
	11	年月日「1. 9. 25」の行の「使途」欄
	15	年月日「1. 11. 13」の行（1行目）の「使途」欄
	17	年月日「1. 12. 16」の行の「使途」欄
文書3	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄

	7	年月日「1. 7. 12」の行（1行目）の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 28」の行の「使途」欄
	17	年月日「1. 12. 16」の行の「使途」欄
文書4	3	年月日「1. 5. 21」の行（1行目）の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 19」の行（1行目）の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 19」の行の「使途」欄
	13	年月日「1. 10. 25」の行（2行目）の「使途」欄
	17	年月日「1. 12. 4」の行（1行目）の「使途」欄
	17	年月日「1. 12. 26」の行（1行目）の「使途」欄
	19	年月日「2. 1. 24」の行（2行目）の「使途」欄
	21	年月日「2. 2. 19」の行（1行目）の「使途」欄
文書5	1	年月日「31. 4. 18」の行（1行目）の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 6」の行（1行目）の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 1. 」の行（2行目）の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	11	年月日「1. 9. 10」の行（1行目）の「使途」欄
	13	年月日「1. 10. 1」の行（3行目）の「使途」欄
	15	年月日「1. 11. 6」の行（1行目）の「使途」欄
	17	年月日「1. 12. 2」の行（1行目）の「使途」欄
	17	年月日「1. 12. 16」の行（1行目）の「使途」欄
	19	年月日「2. 1. 17」の行（1行目）の「使途」欄
	21	年月日「2. 2. 7」の行の「使途」欄
文書6	1	年月日「31. 4. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	3	年月日「1. 5. 13」の行（1行目）の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 6. 」の行の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 20」の行（1行目）の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	11	年月日「1. 9. 17」の行の「使途」欄
	13	年月日「1. 10. 21」の行（1行目）の「使途」欄
	15	年月日「1. 11. 5」の行の「使途」欄
	15	年月日「1. 11. 20」の行の「使途」欄
	17	年月日「1. 12. 2」の行の「使途」欄
	21	年月日「2. 2. 7」の行（1行目）の「使途」欄
	21	年月日「2. 2. 26」の行の「使途」欄

文書 7	1	年月日「3 1. 4. 1 9」の行（1行目）の「使途」欄
	1	年月日「3 1. 4. 1 9」の行（2行目）の「使途」欄
	2	年月日「3 1. 4. 1 9」の行（1行目）の「使途」欄
	2	年月日「3 1. 4. 1 9」の行（2行目）の「使途」欄
	4	年月日「1. 5. 2 4」の行（1行目）の「使途」欄
	6	年月日「1. 6. 2 5」の行（2行目）の「使途」欄
	8	年月日「1. 7. 2 6」の行（2行目）の「使途」欄
	1 2	年月日「1. 9. 3」の行（2行目）の「使途」欄
	1 2	年月日「1. 9. 3 0」の行の「使途」欄
	1 4	年月日「1. 1 0. 3 0」の行（1行目）の「使途」欄
	2 2	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 8	1	年月日「3 1. 4. 5」の行（1行目）の「使途」欄
	1	年月日「3 1. 4. 1 9」の行（1行目）の「使途」欄
	3	年月日「1. 5. 1 4」の行（1行目）の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 1 2」の行（1行目）の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 1 7」の行（2行目）の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 2」の行（1行目）の「使途」欄
	1 1	年月日「1. 9. 2」の行の「使途」欄
	1 1	年月日「1. 9. 2 5」の行（2行目）の「使途」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 8」の行（2行目）の「使途」欄
	1 5	年月日「1. 1 1. 6」の行（1行目）の「使途」欄
	1 7	年月日「1. 1 2. 2」の行の（1行目）「使途」欄
	1 7	年月日「1. 1 2. 1 3」の行（1行目）の「使途」欄
	1 9	年月日「2. 1. 7」の行（1行目）の「使途」欄
	2 1	年月日「2. 2. 5」の行（1行目）の「使途」欄
文書 9	1	年月日「3 1. 4. 3」の行（1行目）の「使途」欄
	1	年月日「3 1. 4. 3」の行（2行目）の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 6」の行（1行目）の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 7」の行の「使途」欄
	1 5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 1 0	1	年月日「3 1. 4. 2 2」の行の「使途」欄
	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	9	年月日「1. 8. 6」の行の「使途」欄

	1 3	年月日「1. 1 0. 7」の行の「使途」欄
	1 5	年月日「1. 1 1. 6」の行の「使途」欄
	1 7	年月日「1. 1 2. 2」の行（2行目）の「使途」欄
文書 1 1	1	年月日「3 1. 4. 3」の行の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 6」の行（1行目）の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 6」の行（2行目）の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 7」の行の「使途」欄
	1 5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 1 2	1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	3	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	9	年月日「1. 8. 2」の行の「使途」欄
	1 1	年月日「1. 9. 5」の行（1行目）の「使途」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	1 5	年月日「1. 1 1. 5」の行（1行目）の「使途」欄
	1 7	年月日「1. 1 2. 3」の行（1行目）の「使途」欄
	1 9	年月日「2. 1. 7」の行（1行目）の「使途」欄
	1 9	年月日「2. 1. 2 1」の行（2行目）の「使途」欄
	2 1	年月日「2. 2. 3」の行（2行目）の「使途」欄
文書 1 3	1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	3	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	9	年月日「1. 8. 2」の行の「使途」欄
	1 1	年月日「1. 9. 3 0」の行の「使途」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 2 8」の行の「使途」欄
文書 1 4	3	年月日「1. 5. 9」の行の「使途」欄
	7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	1 5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	2 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 1 5	3	年月日「1. 5. 9」の行の「使途」欄
	9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄

	1 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	1 5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	2 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 1 6	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	年月日「1. 7. 3 1」の行の「使途」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	2 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 1 7	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	年月日「1. 7. 3 1」の行の「使途」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	2 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 1 8	1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	年月日「1. 7. 3 1」の行の「使途」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 1 9	1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	年月日「1. 7. 3 1」の行の「使途」欄
	9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 2 0	1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	3	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 2 6」の行の「使途」欄
	1 5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 2 1	1	年月日「3 1. 4. 1 5」の行の「使途」欄
	3	年月日「1. 5. 1 5」の行の「使途」欄
	5	年月日「1. 5. 3 1」の行の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 1 1」の行の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 1 1」の行の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 2 9」の行の「使途」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 1 8」の行（1行目）の「使途」欄

	1 5	年月日「1. 1 1. 6」の行の「使途」欄
	1 7	年月日「1. 1 2. 3」の行の「使途」欄
	1 9	年月日「2. 1. 2 9」の行（1行目）の「使途」欄
	2 1	年月日「2. 2. 2 8」の行（2行目）の「使途」欄
文書 2 2	1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	3	年月日「3 1. 5. 1 5」の行の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 1 1」の行の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 1 1」の行の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 2 9」の行の「使途」欄
	1 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 1 7」の行の「使途」欄
	1 5	年月日「1. 1 1. 6」の行の「使途」欄
	1 7	年月日「1. 1 2. 3」の行（1行目）の「使途」欄
	1 9	年月日「2. 1. 2 9」の行の「使途」欄
	2 1	年月日「2. 2. 2 8」の行の「使途」欄
文書 2 3	5	年月日「1. 5. 3 1」の行の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 1 1」の行の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 1 1」の行の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 2 2」の行（2行目）の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 2 9」の行（2行目）の「使途」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 2 1」の行の「使途」欄
	1 5	年月日「1. 1 1. 6」の行（2行目）の「使途」欄
	1 7	年月日「1. 1 2. 3」の行（2行目）の「使途」欄
	1 9	年月日「2. 1. 2 9」の行の「使途」欄
	2 1	年月日「2. 2. 2 8」の行の「使途」欄
文書 2 4	3	年月日「3 1. 5. 1 5」の行の「使途」欄
	5	年月日「1. 6. 1 1」の行の「使途」欄
	7	年月日「1. 7. 1 1」の行の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 2 2」の行の「使途」欄
	9	年月日「1. 8. 2 9」の行（2行目）の「使途」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 1 8」の行（1行目）の「使途」欄
	1 5	年月日「1. 1 1. 6」の行の「使途」欄
	1 7	年月日「1. 1 2. 3」の行の「使途」欄
	1 9	年月日「2. 1. 2 9」の行の「使途」欄
	2 1	年月日「2. 2. 2 8」の行の「使途」欄
文書 2 5	1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	3	年月日「1. 5. 9」の行の「使途」欄

	7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	1 5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	2 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 2 6	3	年月日「1. 5. 9」の行の「使途」欄
	9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 3	年月日「1. 1 0. 1」の行（2行目）の「使途」欄
	1 5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	2 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
文書 2 7	1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	3	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 3	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 5	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 7	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	1 9	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄
	2 1	「本月受払額計」の行の「支払金額」欄